

# 第75回

## 定時株主総会招集ご通知

### 日時



令和元年6月26日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前8時45分）

### 場所



東京都大田区羽田空港三丁目3番2号  
第1旅客ターミナルビル 6階  
「ギャラクシーホール」

### 議案



第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役15名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

目次	第75回定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	3
	（添付書類）	
	事業報告	15
	連結計算書類	40
	計算書類	42
	監査報告	44



JAPAN AIRPORT TERMINAL

日本空港ビルディング株式会社

Japan Airport Terminal Co., Ltd.

証券コード：9706

株主各位

証券コード 9706  
令和元年6月4日

東京都大田区羽田空港三丁目3番2号

**日本空港ビルデング株式会社**

代表取締役会長 鷹城 勲  
兼 C E O

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第75回定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 議決権行使のご案内



株主総会へのご出席により  
議決権を行使していただく場合



株主総会当日は同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。また、当日は資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面により  
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和元年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

## 記

<b>1 日 時</b>	令和元年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前8時45分）
<b>2 場 所</b>	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル 6階「ギャラクシーホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第75期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役15名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

以上



- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げるものについては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
  - ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  - ・「連結株主資本等変動計算書」
  - ・「連結注記表」
  - ・「株主資本等変動計算書」
  - ・「個別注記表」
- 本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類であります。

**当社ウェブサイト** <https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/>

## ◎株主総会参考書類 議案及び参考事項

### 第1号議案

## 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化に意を用いつつ、継続的かつ安定的な配当をすることを基本方針としておりますが、当期の期末配当金につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>22円</b> 総額 <b>1,787,027,594円</b> なお、中間配当として金23円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき金45円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	令和元年6月27日

## 第2号議案

# 取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	
1	鷹城 勲	再任
2	横田 信秋	再任
3	鈴木 久泰	再任
4	赤堀 正俊	再任
5	宮内 豊久	再任
6	大西 洋	再任
7	米本 靖英	再任
8	川下 晴久	再任

候補者 番号	氏名			
9	石関 佳志	再任		
10	田中 一仁	再任		
11	原田 一之	再任	社外	独立
12	植木 義晴	再任	社外	
13	長峯 豊之	再任	社外	
14	木村 恵司	新任	社外	独立
15	丹治 康夫	新任		

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

たかしろ  
鷹城

いざお  
勲 (昭和18年7月13日生)

所有する当社の株式の数…………… 38,320株

再任

**【略歴、地位及び担当】**

昭和43年 4月 当社入社  
平成13年 6月 当社専務取締役  
平成15年 4月 当社代表取締役副社長  
平成17年 4月 当社代表取締役社長  
平成21年 4月 当社代表取締役社長執行役員  
平成28年 6月 当社代表取締役会長兼CEO (現任)

〔担当〕 取締役会議長、エグゼクティブ戦略会議議長

**取締役候補者とした理由**

鷹城 勲氏につきましては、取締役に就任以来、様々な部門を担当し監督しております。それらの職務を通じ経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

よこた のぶあき  
横田 信秋

(昭和26年9月6日生)

所有する当社の株式の数…………… 31,110株

再任

**【略歴、地位及び担当】**

昭和49年 4月 当社入社  
平成21年 4月 当社常務取締役執行役員  
平成23年 6月 当社専務取締役執行役員  
平成26年 6月 当社取締役副社長執行役員  
平成27年 6月 当社代表取締役副社長執行役員  
平成28年 5月 一般社団法人全国空港ビル協会 (現一般社団法人全国空港ビル事業者協会) 会長 (現任)  
平成28年 6月 当社代表取締役社長執行役員兼COO (現任)

〔担当〕 経営会議議長、経営管理委員会委員長、グループ経営会議議長、コンプライアンス推進委員会委員長、日本空港ビルグループCS推進会議議長

**【重要な兼職の状況】**

一般社団法人全国空港ビル事業者協会会長

**取締役候補者とした理由**

横田信秋氏につきましては、取締役に就任以来、施設部門をはじめ様々な部門を担当し監督しております。それら職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

すず き ひさ やす  
鈴木 久泰 (昭和28年3月31日生)

所有する当社の株式の数…………… 13,700株

再任

## 【略歴、地位及び担当】

昭和50年4月 運輸省（現国土交通省）入省  
平成18年7月 国土交通省航空局長  
平成21年7月 海上保安庁長官  
平成25年1月 当社常勤顧問  
平成26年1月 当社専務執行役員  
平成26年6月 当社取締役副社長執行役員  
平成27年6月 当社代表取締役副社長執行役員（現任）

〔担当〕社長補佐

## 取締役候補者とした理由

鈴木久泰氏につきましては、官庁で様々な官職を歴任し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

あか ほり まさ とし  
赤堀 正俊 (昭和27年11月29日生)

所有する当社の株式の数…………… 9,800株

再任

## 【略歴、地位及び担当】

昭和49年4月 株式会社久菱成文堂入社  
平成6年2月 株式会社久菱成文堂代表取締役社長  
平成19年2月 当社顧問  
平成26年6月 当社専務取締役執行役員  
平成28年6月 当社取締役副社長執行役員（現任）

〔担当〕社長補佐、リテール等営業統括

## 取締役候補者とした理由

赤堀正俊氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

みやうちとよひさ  
**宮内 豊久** (昭和24年11月16日生)

所有する当社の株式の数…………… 1,800株

再任

**【略歴、地位及び担当】**

昭和47年 4月 三菱地所株式会社入社  
平成19年 4月 三菱地所株式会社専務執行役員  
平成21年 4月 三菱地所株式会社専務執行役員  
(兼) 株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ代表取締役社長  
平成22年 4月 三菱地所株式会社顧問  
(兼) 株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ代表取締役社長  
平成26年 6月 三菱地所株式会社顧問 (兼) 株式会社横浜スカイビル代表取締役社長  
平成28年 7月 当社特別顧問  
平成29年 6月 当社取締役副社長執行役員 (現任)

[担当] 社長補佐、施設管理統括

**取締役候補者とした理由**

宮内豊久氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

おおにしひろし  
**大西 洋** (昭和30年6月13日生)

所有する当社の株式の数…………… 1,000株

再任

**【略歴、地位及び担当】**

昭和54年 4月 株式会社伊勢丹入社  
平成21年 6月 株式会社伊勢丹代表取締役社長執行役員  
平成22年 6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役  
平成23年 4月 株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員  
平成24年 2月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員  
平成29年 4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役  
平成29年 7月 当社特別顧問  
平成30年 6月 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 (現任)  
平成30年 6月 当社取締役副社長執行役員 (現任)

[担当] 社長補佐、事業開発推進統括

**【重要な兼職の状況】**

セガサミーホールディングス株式会社社外取締役

**取締役候補者とした理由**

大西 洋氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

よねもと やすひで  
**米本 靖英** (昭和31年2月7日生)

所有する当社の株式の数…………… 13,300株

再任

## 【略歴、地位及び担当】

昭和53年4月 当社入社  
 平成18年6月 東京国際空港ターミナル株式会社出向  
 平成23年6月 当社取締役執行役員  
 平成25年6月 当社常務取締役執行役員  
 平成27年6月 当社専務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 事業開発推進本部長、社長特命事項担当

## 取締役候補者とした理由

米本靖英氏につきましては、これまで営業、経営企画及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

8

かわした はるひさ  
**川下 晴久** (昭和31年7月8日生)

所有する当社の株式の数…………… 800株

再任

## 【略歴、地位及び担当】

昭和55年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行  
 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行東海支店長  
 平成23年6月 株式会社日本政策投資銀行執行役員国際統括部長  
 平成25年6月 DBJ Europe Limited取締役会長  
 平成29年6月 当社常務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 広報室担当（兼）ブランドデザイン室担当、業務改革室担当、社長特命事項担当

## 取締役候補者とした理由

川下晴久氏につきましては、過去に他社の取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

9

い し ぜ き き よ し  
石 関 佳 志 (昭和33年5月26日生)

所有する当社の株式の数……………800株

再任

**【略歴、地位及び担当】**

平成2年4月 日本航空株式会社入社  
平成22年12月 株式会社日本航空インターナショナル経営管理部長  
平成24年3月 日本航空株式会社執行役員IT企画本部長  
平成26年4月 日本航空株式会社常務執行役員IT企画本部長  
平成29年6月 当社常務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 事業開発推進本部副本部長（事業開発推進担当）（兼）IT推進室担当、社長特命事項担当

**取締役候補者とした理由**

石関佳志氏につきましては、過去に他社のIT企画及び経営管理等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

10

た な か か ず ひ と  
田 中 一 仁 (昭和40年3月8日生)

所有する当社の株式の数……………8,600株

再任

**【略歴、地位及び担当】**

昭和62年4月 当社入社  
平成23年6月 当社執行役員経営企画本部経営企画室長  
平成25年6月 当社常務執行役員経営企画本部経営企画室長  
平成26年7月 当社常務執行役員経営企画本部副本部長（兼）管理本部副本部長  
平成27年6月 当社常務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 企画管理本部長、社長特命事項担当

**取締役候補者とした理由**

田中一仁氏につきましては、これまで経理及び経営企画等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

11

はら だ かず ゆき  
**原田 一之** (昭和29年1月22日生)

所有する当社の株式の数……………

再任

社外

独立

**【略歴、地位及び担当】**

昭和51年4月 京浜急行電鉄株式会社入社  
平成22年6月 京浜急行電鉄株式会社常務取締役  
平成23年6月 京浜急行電鉄株式会社専務取締役  
平成25年6月 京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長（現任）  
平成27年6月 当社社外取締役（現任）  
平成30年6月 株式会社かんぽ生命保険社外取締役（現任）

**【重要な兼職の状況】**

京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長  
株式会社かんぽ生命保険社外取締役

**社外取締役候補者とした理由**

原田一之氏につきましては、他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

12

うえ き よし はる  
**植木 義晴** (昭和27年9月16日生)

所有する当社の株式の数……………

再任

社外

**【略歴、地位及び担当】**

昭和50年6月 日本航空株式会社入社  
平成22年12月 株式会社日本航空インターナショナル専務執行役員  
平成23年4月 日本航空株式会社専務執行役員  
平成24年2月 日本航空株式会社代表取締役社長執行役員  
平成30年4月 日本航空株式会社代表取締役会長（現任）  
平成30年6月 当社社外取締役（現任）

**【重要な兼職の状況】**

日本航空株式会社代表取締役会長

**社外取締役候補者とした理由**

植木義晴氏につきましては、他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

13

なが みね とよ ゆき  
長 峯 豊 之 (昭和30年9月10日生)

所有する当社の株式の数……………

再任

社外

**【略歴、地位及び担当】**

昭和55年 4月 全日本空輸株式会社入社  
平成26年 4月 ANAホールディングス株式会社上席執行役員  
平成27年 6月 ANAホールディングス株式会社取締役執行役員  
平成28年 4月 ANAホールディングス株式会社取締役常務執行役員  
平成29年 4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員 (現任)  
平成30年 6月 当社社外取締役 (現任)  
平成30年 6月 空港施設株式会社社外取締役 (現任)

**【重要な兼職の状況】**

ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員  
空港施設株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由**

長峯豊之氏につきましては、他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

14

き むら けい し  
木 村 恵 司 (昭和22年2月21日生)

所有する当社の株式の数……………

新任

社外

独立

**【略歴、地位及び担当】**

昭和45年 5月 三菱地所株式会社入社  
平成17年 6月 三菱地所株式会社代表取締役社長  
平成23年 4月 三菱地所株式会社代表取締役会長  
平成28年 6月 三菱地所株式会社取締役会長  
平成29年 4月 三菱地所株式会社取締役  
平成29年 6月 三菱地所株式会社特別顧問 (現任)  
平成30年 6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役 (現任)  
令和元年 6月 一般社団法人日本ビルデング協会連合会会長 (現任)

**【重要な兼職の状況】**

三菱地所株式会社特別顧問  
株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役  
一般社団法人日本ビルデング協会連合会会長

**社外取締役候補者とした理由**

木村恵司氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

15

たんじ やすお  
丹治 康夫 (昭和34年9月7日生)

所有する当社の株式の数……………

新任

## 【略歴、地位及び担当】

平成3年3月	全日本空輸株式会社入社
平成28年4月	全日本空輸株式会社 執行役員中部支社長、中部地区 担当
平成30年4月	全日本空輸株式会社 上席執行役員中部支社長、中部地区 担当
平成31年4月	ANAホールディングス株式会社 参与（現任）

## 取締役候補者とした理由

丹治康夫氏につきましては、過去に他社の総務・施設管理・整備等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 当社は、候補者横田信秋氏が会長を務める一般社団法人全国空港ビル事業者協会に対し会費を支払っており、また、同会との間に羽田空港旅客ターミナルビルに係る賃貸借契約を締結しております。
- (2) 当社は、候補者原田一之氏が代表取締役社長を務める京浜急行電鉄株式会社との間に施設管理委託契約等を締結しております。
- (3) 当社は、候補者植木義晴氏が代表取締役会長を務める日本航空株式会社との間に羽田空港旅客ターミナルビル等に係る賃貸借契約等を締結しております。
- (4) 当社は、候補者長峯豊之氏が代表取締役副社長執行役員を務めるANAホールディングス株式会社のグループ会社であります全日本空輸株式会社との間に羽田空港旅客ターミナルビル等に係る賃貸借契約等を締結しております。
- (5) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原田一之、植木義晴、長峯豊及び木村恵司の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
  - ① 原田一之氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  - ② 植木義晴氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
  - ③ 長峯豊之氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、原田一之氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当該候補者の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、木村恵司氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
6. 当社は、原田一之、植木義晴及び長峯豊との3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結しております。当該候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、木村恵司氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について  
植木義晴氏が取締役を務めている日本航空株式会社は、平成30年12月21日、運航乗務員の飲酒に関わる問題や乗員編成の変更判断等、航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められたとして、国土交通省から「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」を受けました。また、平成31年1月11日に客室乗務員の飲酒事案により「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」を受けました。

## 第3号議案

# 監査役2名選任の件

監査役小野哲治氏及び柿崎 環氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

かき ざき  
柿崎

たまき  
環 (昭和36年1月16日生)

所有する当社の株式の数……………

再任

社外

独立

### 【略歴及び地位】

平成14年4月	跡見学園女子大学マネジメント学部准教授
平成20年4月	東洋大学専門職大学院法務研究科准教授
平成21年4月	東洋大学専門職大学院法務研究科教授
平成24年4月	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
平成26年4月	明治大学法学部教授 (現任)
平成28年6月	エーザイ株式会社社外取締役 (現任)
平成28年6月	三菱食品株式会社社外取締役 (現任)
平成29年6月	当社社外監査役 (現任)

### 【重要な兼職の状況】

明治大学法学部教授  
エーザイ株式会社社外取締役  
三菱食品株式会社社外取締役

### 社外監査役候補者とした理由

柿崎 環氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、内部統制、コーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待できると判断し、社外監査役候補者としたしました。

候補者番号

2

もり た やす こ  
**盛田 靖子** (昭和36年9月4日生)

所有する当社の株式の数…………… 1,000株

**新任**

**【略歴及び地位】**

昭和59年 4月	当社入社
平成27年 7月	監査室主幹
平成28年 7月	内部統制室次長
平成29年 7月	内部統制室長（現任）

**監査役候補者とした理由**

盛田靖子氏につきましては、内部統制部門を経験し財務・会計に関する知識を有していることから、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柿崎 環氏は、社外監査役候補者であります。
3. 柿崎 環氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、柿崎 環氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当該候補者の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、柿崎 環氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結しております。また、当該候補者の再任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度末の3月に入り、輸出や生産の一部に弱さもみられますが、緩やかに回復しております。先行きにつきましては、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある状況となっております。特に中国経済においては、景気が緩やかに減速しており、先行きにつきましても、当面はその傾向が続くことが見込まれますが、各種政策効果が次第に発現することが期待されております。ただし、通商問題の動向と影響などによっては、景気が下振れするリスクがある状況となっております。

当社の事業環境としましては、政府が2020年の訪日外国人旅客数を4,000万人とする目標の中、継続的に展開されている訪日旅行プロモーションの効果もあり、訪日外国人旅客数は2018年累計（1月～12月）で3,000万人を超え、過去最多となりました。

その中で、当連結会計年度の航空旅客数につきましては、台風等自然災害の影響がありましたが航空路線の新規就航、増便及び供給座席数の増加等の効果で羽田、成田、関西及び中部のいずれの空港も堅調な航空需要に支えられ前期を上回りました。

このような状況のもと、昨年4月の東京国際空港ターミナル株式会社（以下、「TIAT」という。）の第三者割当増資の引き受けに伴う連結子会社化と、2020年以降の羽田空港の国際線需要のさらなる高まりに対する空港機能強化に当社の成長戦略を重ね合わせて、中期経営計画の見直しを行いました。当連結会計年度の経営上の主な課題として、TIATの連結子会社化による効果、目的の具現化と影響の適正化、環境変化への対応、空港型市中免税店のさらなる業績改善を掲げて、戦略の3本柱である「羽田空港の“あるべき姿”の追求」、「強みを活かした事業領域の拡大・収益多元化」、「収益基盤再構築・競争優位の確立」に基づいて、様々な施策に取り組んでまいりました。

「羽田空港の“あるべき姿”の追求」におきましては、羽田空港の国際線再拡張に向けた旅客ターミナル整備を進めており、その一環として昨年5月に国内線旅客用の第2ターミナル北側ボーディングステーション、昨年12月には第2ターミナルサテライトの供用を開始しました。その他の拡張部分につきましても2020年3月の供用開始に向けて、計画通り工事を進めております。また昨年、想定を超える自然災害が発生し、拠点空港のターミナル機

能の安全性にも重大な影響を及ぼしたことを受けて、当社ではこれまでの取組みから、一步踏み込んだ対策として、ターミナル地下への浸水防止のために止水板を設置しました。さらに、館内環境の向上を目的に昨年10月より第1ターミナルでリニューアル工事を実施していることに加え、本年3月にはP4駐車場を増築するなど、さらなる旅客利便性の向上に取り組んでおります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、空港並びに周辺の開発や活用が急速に進み、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している中で、これまで羽田空港で培った経験とノウハウをより広範囲に活用するとともに、外部の知見を生かしてさらなる事業領域を拡大する必要から、昨年7月に「株式会社羽田未来総合研究所」を設立しました。現在、アートや文化などをオリンピック後の日本経済を支えていくジャンルとして位置づけ、羽田空港というロケーションの優位性を生かし、全国の自治体等と羽田空港とを繋ぎ、地域再生や地域創生を展開する一方、優れた日本製品やアート、日本文化を海外へ発信するなど、新たな価値創造の推進に取り組んでおります。その他、羽田空港の機能性や利便性の向上に向けてロボット事業を展開する「Haneda Robotics Lab」では、これまでに実証実験を経て各種サービスロボットの製品改良や試験導入を行うだけでなく、国内外の展示会に出展するなど、情報発信を進めてまいりました。これらの取組みは、昨年11月にシンガポールで開催された「Future Travel Experience Asia EXPO 2018」におきまして、空港の地上業務で旅客体験向上へ良いインパクトをもたらした活動として評価され、「Best Passenger Experience Initiative 賞」を受賞しました。

「強みを活かした事業領域の拡大・収益多元化」では、昨年4月に羽田空港国際線の到着エリア内に到着時免税店を出店したことに加え、本年3月にグランドオープンした出発エリア内の総合免税店では、訪日外国人旅客に人気が高い日本ブランドをはじめ、多数の新規ブランドを展開するなど、売上増進策に取り組んでまいりました。また、空港型市中免税店「Japan Duty Free GINZA」では、ブランドの大幅な見直しに向けた準備を進めるとともに、中国人旅客をターゲットとした宣伝活動に取り組んでまいりました。

「収益基盤再構築・競争優位の確立」では、昨年12月に新たな商業施設として、羽田空港国内線第1ターミナル5階に羽田空港での新しい時間の過ごし方を提案するため「コト体験」施設を集約した「THE HANEDA HOUSE」をグランドオープンしました。また、本年3月には那覇空港に「Air Bic Camera」を出店し、東京お台場では、アクアシティお台場店に続いて、昨年11月にダイバーシティ東京プラザ店も出店するなど、訪日外国人による国内消費の機会を捉えて収益の確保に努めております。

その他の取組みとして、財務体質の強化を図る観点から昨年8月に財務安定性及び資本効率の向上を両立する

戦略的な手法であるハイブリッドローン（劣後特約付ローン）による資金調達（300億円）を実施いたしました。また、当社ではコーポレートガバナンスの取組みとして、CEOをはじめとした会社役員が参加するガバナンス法制セミナーの開催、取締役会規程など諸規程の見直し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行うなど、ガバナンス体制の強化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、TIATの連結子会社化による収益構造の変化や特別損益の発生もあり、営業収益は2,736億1千8百万円（前期比 21.1%増）、営業利益は224億8千1百万円（前期比 67.4%増）、経常利益は 203億7千9百万円（前期比 22.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 330億4百万円（前期比 180.3%増）となりました。

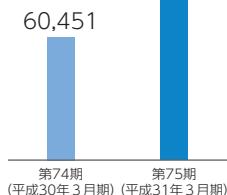
なお、昨年9月に羽田空港旅客ターミナルは英国SKYTRAX社が実施する“Global Airport Rating”において、5年連続で世界最高水準である「5スターエアポート」を獲得し、さらに本年3月には2019年国際空港評価の空港総合評価である「The World's Best Airports」でも世界第2位を受賞しました。また、部門賞である「The World's Cleanest Airports」（4年連続）と、「The World's Best Domestic Airports」（7年連続）に加え、今回より新設された高齢者、障害のある方や怪我をされた方に配慮された施設の評価部門である「World's Best PRM / Accessible Facilities」でも、世界第1位となりました。当社は東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、国内線と国際線の分けなく、首都圏の空の玄関口として引き続き利便性や快適性、機能性の向上に努めることで羽田空港の“あるべき姿”を追求し、世界中のお客さまから信頼され続ける空港を目指してまいります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

## 施設管理運営業

営業収益 (単位: 百万円)

87,584



TIATの連結子会社化に伴い、羽田空港国際線ターミナルにおける家賃収入、国際線旅客取扱施設利用料収入、駐車場収入、広告・ラウンジ収入等が追加される一方で、これまでの国際線業務受託料収入は相殺されております。

連結子会社化以外の影響では、家賃収入につきましては、第2ターミナルの拡張部分における工事の影響で、一部店舗の閉鎖に伴う家賃収入の減少がありました。航空会社等事務室への貸室増などにより、前期を上回りました。

施設利用料収入につきましては、自然災害などの影響による国内線の欠航もありましたが、堅調なビジネス需要に加え、訪日外国人旅客の国内移動の増加により、前期を上回りました。

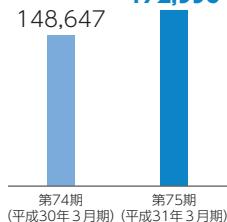
その他の収入につきましては、国内線でのラウンジ収入の増加等により、前期を上回りました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は 875億 8 千 4 百万円 (前期比 44.9%増)、営業利益は143億 3 千 9 百万円 (前期比 113.5%増) となりました。

## 物品販売業

営業収益 (単位: 百万円)

172,996



TIATの連結子会社化に伴い、羽田空港国際線ターミナルにおける免税売店売上が追加される一方で、これまでの卸売上が相殺されております。

連結子会社化以外の影響では、国内線売店売上ににつきましては、航空旅客数の増加及び購買単価を引き上げる施策を実施した結果、前期を上回りました。

国際線売店売上ににつきましては、免税品持ち込みの規制強化などの影響もあり、中国人旅客の買い控えがみられましたが、航空旅客数の増加に加え、到着時免税店が開業したことなどで前期を上回りました。

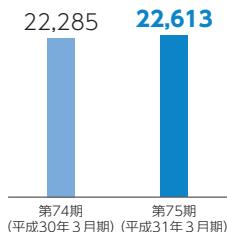
その他の売上ににつきましては、地方空港への卸売上が好調に推移しており、前期を上回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は 1,729億 9 千 6 百万円 (前期比 16.4%増)、営業利益は157億 6 千万円 (前期比 39.2%増) となりました。

## 飲食業

営業収益 (単位: 百万円)

22,613



TIATの連結子会社化に伴い、羽田空港国際線ターミナルにおける飲食店舗売上が追加される一方で、これまでの国際線業務受託料収入が相殺されております。

連結子会社化以外の影響では、飲食店舗売上ににつきましては、飲食店舗のリニューアルや国際化工事の進展に伴う一部飲食店舗の閉鎖等により前期を下回りました。

機内食売上ににつきましては、顧客である外国航空会社の増便や新規取引開始等により、前期を上回りました。

その結果、飲食業の営業収益は 226億 1 千 3 百万円 (前期比1.5%増)、営業利益は8億 8 千万円 (前期比 1.8%減) となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は553億8千8百万円で、その主なものは、羽田空港第2ターミナル増築工事及び羽田空港第2ターミナル北サテライト新築工事であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、羽田空港国内線第2ターミナルの国際化に伴う増築等を目的に、日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行から、財務安定性及び資本効率の向上を両立する戦略的手法である、ハイブリッドローン（劣後特約付ローン）による資金調達（300億円）を実施いたしました。

## 4. 対処すべき課題

現在、国土交通省では2020年東京オリンピック・パラリンピックとその先を見据えた首都圏空港の機能強化に取組むほか、万全なセキュリティ・セイフティに向けた取組みとして、テロ対策の強化や安全な運航の確保、官民が連携したインフラ分野のサイバーセキュリティの強化を目指す取組みも進められております。また、世界最高水準の旅客サービス実現に向けて、最先端の技術の活用による航空イノベーションも推進されております。

当社におきましても、こうした課題への対応として、国際線施設建設工事を推進していることに加え、内陸旅客ターミナル一体運用への対応など、供用開始後の運用に関する準備も進めております。また、旅客ターミナルにおける絶対安全の確立という経営方針のもと、ハード面とソフト面において様々な安全対策を行っており、減災対策として旅客ターミナルの一部天井の落下防止工事を進めるとともに、空港が重要インフラ分野に指定されていることから、サイバーセキュリティの強化に資する取組みを進めるなど、今後もあらゆる面で安全対策に対する投資を積極的に行ってまいります。さらに、航空イノベーションへの対応としまして、羽田国際線ターミナルで旅客手続における最先端の技術やシステムの導入を進め、空港利用者の手続全体の円滑化と負担のさらなる軽減を目指す「FAST TRAVEL」の推進に取組んでおります。その他にもバリアフリーへのさらなる対応など、今後も空港利用者の多様なニーズを捉えて利便性、快適性、機能性のさらなる向上に努めてまいります。

その他、空港運営事業に係る課題として、当社の属するMSJA・熊本コンソーシアムが、本年3月に熊本空港特定運営事業の優先交渉権を得て、本年4月に特別目的会社（SPC）を設立しました。現在、本年7月の空港ビル施設等の事業開始に向けて準備を進めております。さらに海外においても、パラオ国際空港では、現地合弁会社の「パラオ・インターナショナル・エアポート株式会社」を設立し、本年4月よりターミナルの運営を開始しております。現在は、2020年度中の完了を目標とした空港ターミナル施設等の改修、拡張工事に取組んでおります。こ

その他、ハバロフスク国際空港では、昨年12月に当社の属する日本企業連合がロシア連邦ハバロフスク空港会社と事業参画のための株主間協定書に調印しており、今後もパートナー企業とともに事業開始に向けた取組みを加速してまいります。いずれの事業においても、羽田空港で培ったノウハウを国内外の空港に展開するとともに、当社にとっても新たなノウハウを獲得して、事業領域の拡大・収益多元化に努めてまいります。

その他の課題としましては、昨今の訪日外国人の「コト消費」が拡大している中で、昨年12月に体験型商業集積施設を充実させた「THE HANEDA HOUSE」を開業しましたが、今後も羽田空港全体で魅力ある商業施設の創造に取組んでまいります。また、中国人旅客の消費マインドの変化に的確に対応し、その消費動向を捉えたさらなる取組みを実施してまいります。加えて、出国者数が堅調に推移している日本人やその他の国籍の旅客を含めた、幅広いニーズに対応するべく商品構成の見直しを進めるほか、リアル店舗とeコマースを組み合わせた包括的な営業展開で、今後も免税事業全般を中心に、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応して一層強化してまいります。また、旅客ターミナルでのさらなる顧客満足度の向上を目指し、SKYTRAX社の空港評価の連続受賞を含めた羽田空港の包括的なブランディングに努めてまいります。

このように事業環境に応じた当社の課題を的確に捉えつつ、中期経営計画を推進することに加えて、当社の基本理念である公共性と企業性の調和に基づいた持続的成長を目指した取組みを進めてまいります。その他、旅客ターミナルにおける省エネ対策のさらなる強化といった環境保全に向けた取組み、労働環境の整備といった働き方改革の実現に向けた取組み、株主との対話機会の拡大といったガバナンスの強化に向けた取組みに努めてまいります。

今後も当社は、空港法に基づく羽田空港における国内線ターミナルを建設・管理運営する空港機能施設事業者としての責務を果たすべく、国際線ターミナルを建設・管理運営するTIATと連携して、日本経済や航空業界の動向等を見極め、基本理念と中期経営計画に基づき、グループ丸となって旅客ターミナルの利便性、快適性及び機能性の向上を目指し、顧客第一主義と絶対安全の確立に努め、絶え間ない羽田空港の価値創造と航空輸送の発展に貢献することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第72期 平成27年度	第73期 平成28年度	第74期 平成29年度	第75期 平成30年度
営業収益	(百万円)	204,134	204,953	225,953	273,618
経常利益	(百万円)	13,654	12,843	16,696	20,379
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,870	6,886	11,776	33,004
1株当たり当期純利益	(円)	109.20	84.78	144.98	406.31
総資産	(百万円)	222,542	213,026	239,389	484,654
純資産	(百万円)	118,394	125,438	136,156	201,390
1株当たり純資産	(円)	1,427.66	1,511.92	1,641.82	2,011.61

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第72期 平成27年度	第73期 平成28年度	第74期 平成29年度	第75期 平成30年度
営業収益	(百万円)	165,564	160,541	176,160	188,121
経常利益	(百万円)	9,538	7,832	8,769	7,517
当期純利益	(百万円)	4,703	3,156	6,233	5,460
1株当たり当期純利益	(円)	57.90	38.86	76.74	67.23
総資産	(百万円)	201,488	190,788	211,950	246,452
純資産	(百万円)	99,553	100,498	104,497	105,384
1株当たり純資産	(円)	1,225.59	1,237.22	1,286.46	1,297.38

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
東京国際空港ターミナル株式会社	13,265	51.00	羽田国際線旅客ターミナルビル等整備・運営事業
東京エアポートレストラン株式会社	990	60.48	飲食店舗運営
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	490	45.00	空港型市中免税店舗運営
コスモ企業株式会社	180	79.91	機内食製造販売
国際協商株式会社	150	100.00	食品及び雑貨の卸売
株式会社日本空港ロジテム	150	100.00	商品の運送業及び配送業
株式会社ビッグウイング	150	100.00	広告の企画、管理及びイベントの企画、運営
日本空港テクノ株式会社	150	100.00	空港ターミナル施設等の保守管理、環境管理（清掃・植栽）及び請負工事
Air BIC株式会社	100	51.00	家電販売店舗運営
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	50	100.00	物販店舗運営
羽田エアポートセキュリティー株式会社	50	100.00	空港ターミナル施設等の警備及び駐車場管理
羽田旅客サービス株式会社	50	100.00	空港利用者への情報提供及びバス等の乗車券販売
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社	50	100.00	航空運送事業に係る旅客ハンドリング及びランプハンドリング
株式会社羽田未来総合研究所	50	100.00	既存の空港運営事業のさらなる価値向上、新規事業モデルの開発、シンクタンク機能
羽双（成都）商貿有限公司	300	100.00	物品販売（成都双流国際空港内）
LANI KE AKUA PACIFIC,INC.	420万米ドル	100.00	飲食店舗運営

(注) 1. 当社は、平成30年4月に東京国際空港ターミナル株式会社の第三者割当増資を引き受け、連結子会社といたしました。  
2. 平成30年7月に株式会社羽田未来総合研究所を設立いたしました。

## 7. 主要な事業内容 (平成31年3月31日現在)

### (1) 施設管理運営業

- ① 羽田空港における旅客ターミナルビルの建設、管理運営
- ② 羽田空港における航空運送事業者及び空港構内営業者に対する事務室、店舗、作業場等の賃貸並びに駐車場業
- ③ 羽田空港における旅客ターミナルビルの保守・営繕及び清掃・警備
- ④ 羽田空港及び成田空港の利用者に対するサービス等の提供

### (2) 物品販売業

- ① 羽田空港、成田空港、関西空港、中部空港等における航空旅客等に対する商品販売
- ② 全国各空港のターミナルビル会社等に対する商品卸売
- ③ 上記に付随する商品の運送、倉庫管理、通関業等

### (3) 飲食業

- ① 羽田空港、成田空港等における飲食店業及び軽食の製造販売
- ② 羽田空港及び成田空港における国際線航空会社に対する機内食の製造販売及び冷凍食品の製造販売

## 8. 主要な営業所及び工場 (平成31年3月31日現在)

会社名	事業所及び所在地
当 社	本社 (東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 (羽田空港内)) 東京事務所 (東京都千代田区)、成田営業所 (千葉県成田市)、大阪 営業所 (大阪府泉南郡)、中部営業所 (愛知県常滑市)
東京国際空港ターミナル株式会社	本社 (東京都大田区)
東京エアポートレストラン株式会社	本社 (東京都大田区)、羽田営業所 (東京都大田区)、成田営業所 (千 葉県成田市)
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	本社 (東京都中央区)
コスモ企業株式会社	本社 (千葉県成田市)、工場 (千葉県成田市)、羽田事業所 (東京都 大田区)
国際協商株式会社	本社 (東京都大田区)、羽田営業所・羽田商品センター (東京都大田 区)、成田営業所 (千葉県成田市)、成田商品センター (千葉県山武 郡)、大阪営業所 (大阪府泉佐野市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)、 中部営業所 (愛知県常滑市)
株式会社日本空港ロジテム	本社 (東京都大田区)、羽田営業所 (東京都大田区)、成田営業所 (千 葉県成田市)
株式会社ビッグウイング	本社 (東京都大田区)
日本空港テクノ株式会社	本社 (東京都大田区)、大手町事業所 (東京都千代田区)、箱崎事業 所 (東京都中央区)、印西グリーンセンター (千葉県印西市)
A i r B I C株式会社	本社 (東京都大田区)
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	本社 (東京都大田区)、羽田国内線営業所 (東京都大田区)、羽田国 際線営業所 (東京都大田区)、成田営業所 (千葉県成田市)、大阪営 業所 (大阪府泉南郡)
羽田エアポートセキュリティー株式会社	本社 (東京都大田区)
羽田旅客サービス株式会社	本社 (東京都大田区)
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社	本社 (東京都大田区)
株式会社羽田未来総合研究所	本社 (東京都大田区)
羽双 (成都) 商貿有限公司	本社 (中国四川省)
LANI KE AKUA PACIFIC, INC.	本社 (米国ハワイ州)

## 9. 使用人の状況 (平成31年3月31日現在)

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,433名	99名増	41歳11カ月	10年7カ月
女性	1,472名	21名増	31歳10カ月	6年4カ月
合計 又は平均	2,905名	120名増	36歳9カ月	8年5カ月

## 10. 主要な借入先及び借入額 (平成31年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン (注)	110,577
株式会社日本政策投資銀行	24,100
株式会社みずほ銀行	15,200

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。

## 2 当社の現況

### 1. 株式の状況 (平成31年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 288,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 84,476,500株  
(うち自己株式 3,247,973株)
- (3) 株 主 数 11,640名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本航空株式会社	4,398	5.41
ANAホールディングス株式会社	4,398	5.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	3,484	4.28
株式会社三菱UFJ銀行	3,408	4.19
株式会社みずほ銀行	3,300	4.06
三菱地所株式会社	3,111	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,852	3.51
大成建設株式会社	2,831	3.48
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本通運口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,337	2.87
株式会社日本政策投資銀行	1,829	2.25

(注) 持株比率は自己株式 (3,247,973株) を控除して計算しております。

## 2. 新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

平成27年2月18日開催の取締役会決議に基づき発行した、2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)
新株予約権の数(個)	1,500	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	各社債権者の行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる数(1株未満の端数は切り捨て)とする。転換価額は、7,991.1円とする。ただし、転換価額は新株予約権付社債の要項に従い、調整されることがある。	各社債権者の行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる数(1株未満の端数は切り捨て)とする。転換価額は、7,881.8円とする。ただし、転換価額は新株予約権付社債の要項に従い、調整されることがある。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。	同左
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	各新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額(1,000万円)と同額とする。	同左
新株予約権の行使期間	一定の場合を除き、2015年3月20日から2020年2月21日まで(行使請求受付場所現地時間)	一定の場合を除き、2015年3月20日から2022年2月18日まで(行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	同左

	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債 (2015年3月6日発行)
新株予約権の行使条件	<p>各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2019年12月6日(同日を含まない。)までは、一定の事由が発生した場合を除き、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2019年10月1日に開始する四半期に関しては、2019年12月5日)までの期間において、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2021年12月4日(同日を含まない。)までは、一定の事由が発生した場合を除き、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2021年10月1日に開始する四半期に関しては、2021年12月3日)までの期間において、新株予約権を行使することができる。</p>
新株予約権の取得条項	<p>当社は、2019年10月25日以降、新株予約権付社債の要項に従い、新株予約権付社債権者に対して、新株予約権付社債の要項に規定される取得日現在残存する新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができる。</p> <p>当社は、取得日に当該新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに新株予約権付社債権者に対して新株予約権付社債の要項に規定される交付財産を交付する。</p>	<p>当社は、2021年10月25日以降、新株予約権付社債の要項に従い、新株予約権付社債権者に対して、新株予約権付社債の要項に規定される取得日現在残存する新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができる。</p> <p>当社は、取得日に当該新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに新株予約権付社債権者に対して新株予約権付社債の要項に規定される交付財産を交付する。</p>
新株予約権付社債の残高 (百万円)	15,000	15,000

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成31年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 CEO	鷹城 勲	取締役会議長、 エグゼクティブ戦略会議議長	
代表取締役社長 執行役員兼COO	横田 信秋	経営会議議長、経営管理委員会委員長、 グループ経営会議議長、 コンプライアンス推進委員会委員長、 日本空港ビルグループCS推進会議議長	一般社団法人全国空港ビル事業者協会会長
代表取締役副社長 執行役員	鈴木久泰	社長補佐	
取締役副社長 執行役員	赤堀正俊	社長補佐、 リテール等営業統括	
取締役副社長 執行役員	宮内豊久	社長補佐、 施設管理統括	
取締役副社長 執行役員	大西 洋	社長補佐、 事業開発推進統括	セガサミーホールディングス株式会社社外取締役
専務取締役 執行役員	米本靖英	事業開発推進本部長、 社長特命事項担当	
常務取締役 執行役員	加藤勝也	旅客ターミナル運営本部副本部長（施設管理担当）（兼）施設計画室／東京オリンピック・パラリンピック推進室担当、 社長特命事項担当	
常務取締役 執行役員	川下晴久	広報室担当（兼）ブランドデザイン室担当、 業務改革室担当、社長特命事項担当	
常務取締役 執行役員	石関佳志	事業開発推進本部副本部長（事業開発推進担当）（兼）IT推進室担当、社長特命事項担当	
常務取締役 執行役員	田中一仁	企画管理本部長、 社長特命事項担当	
取締役	高木 茂		三菱地所株式会社特別顧問 一般社団法人日本ビルヂング協会連合会会長

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	原田一之		京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長 株式会社かんぽ生命保険社外取締役
取締役	植木義晴		日本航空株式会社代表取締役会長
取締役	長峯豊之		ANAホールディングス株式会社 代表取締役副社長執行役員 空港施設株式会社社外取締役
常勤監査役	小野哲治		
常勤監査役	古賀洋一		
監査役	竹島一彦		株式会社ニトリホールディングス 社外取締役（監査等委員）
監査役	岩井幸司		東京海上日動火災保険株式会社常勤監査役
監査役	柿崎環		明治大学法学部教授 エーザイ株式会社社外取締役 三菱食品株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち高木 茂、原田一之、植木義晴及び長峯豊之の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち竹島一彦、岩井幸司及び柿崎 環の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役高木 茂、取締役原田一之、監査役竹島一彦、監査役岩井幸司及び監査役柿崎 環の5氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役小野哲治氏は、経理部門を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役古賀洋一氏は、財務部門を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役竹島一彦氏は、長く大蔵省（現 財務省）に勤務し、国税庁長官等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役柿崎 環氏は、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの専門家として、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役原田一之氏が兼職しております株式会社ニトリホールディングスは、当社の大株主であり、当社との間に施設管理委託等の取引関係があります。当社と同氏のその他の兼職先との間には特別な関係はありません。
9. 取締役植木義晴氏が兼職しております日本航空株式会社は、当社の大株主であり、当社との間に賃貸借契約等の取引関係があります。
10. 取締役長峯豊之氏が兼職しておりますANAホールディングス株式会社は、当社の大株主であり、同社のグループ会社である全日本空輸株式会社との間に賃貸借契約等の取引関係があります。
- また、同氏が兼職しております空港施設株式会社は、当社との間に空港内における給排水サービス等の取引関係があります。
11. 監査役竹島一彦氏が兼職しております株式会社ニトリホールディングスと当社との間には特別な関係はありません。
12. 監査役柿崎 環氏が兼職しておりますエーザイ株式会社及び三菱食品株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
13. 平成30年6月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役執行役員知久守一、取締役大西 賢及び取締役竹村滋幸の3氏は、任期満了により退任いたしました。
14. 平成30年6月27日開催の第74回定時株主総会におきまして、大西 洋、植木義晴及び長峯豊之の3氏が取締役役に選任され、就任いたしました。なお、同日、取締役会の決議により、大西 洋氏が取締役副社長執行役員に選定され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 18名 431,496千円（うち社外 6名 41,640千円）

監査役 5名 63,900千円（うち社外 3名 26,100千円）

- (注) 1. 上記には、平成30年6月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額450百万円（うち社外取締役48百万円）であります。  
（平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。  
（平成30年6月27日開催の第74回定時株主総会決議）

#### (4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高木 茂	取締役会12回のうち12回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	原田 一之	取締役会12回のうち11回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	植木 義晴	取締役会10回のうち9回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	長峯 豊之	取締役会10回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	竹島 一彦	取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査役会8回のうち8回に出席し、官庁等での豊富な経験と幅広い見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩井 幸司	取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査役会8回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	柿崎 環	取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査役会8回のうち8回に出席し、内部統制などに関する高い見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 取締役植木義晴氏及び取締役長峯豊之氏は、平成30年6月27日開催の第74回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なっております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額  
59百万円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
86百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の会社支配に関する基本方針及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各概要は以下のとおりです。

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様へ委ねられるべきものと考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として国内線ターミナルの建設、管理運営を行い、平成30年4月には東京国際空港ターミナル株式会社を連結子会社化し、国内線・国際線ターミナルを一体的に運用することで、より一層の効率的なターミナル運営会社として事業を行っております。一方、非航空系事業として羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空需要の急速な拡大に即応したターミナルビルの拡充整備に努めており、また、これまで培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

また、中長期的な増加が見込まれる訪日外国人による国内消費を取り込む施策を実施し、これらを支える、新たな価値を創造する環境の整備や株主・投資家に対する対話機会の拡大と各施策の確実性を高めるために組織・ガバナンスの再編・強化を図りながら、中期経営計画を邁進していきます。

当社は、大規模買付者が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者の経営方針等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の

質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

## **(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み**

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、(3) で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

### **① 中期経営計画に基づく取組み**

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、羽田空港国内線・国際線ターミナルの一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。併せてお客さま本位のターミナルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」のもと、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、中期経営計画に基づく諸施策に積極的に取り組んでおります。

### **② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み**

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。原則毎月1回開催される取締役会では、常勤取締役11名、独立役員2名を含む非常勤の社外取締役4名で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。監査役会は、常勤監査役2名、独立役員である非常勤の社外監査役3名で構成され、監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視できる体制となっております。

## **(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、(1) で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」(以下「本対応方針」という。)により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定め、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続きについて定めております。

### ① 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の不発動決議の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

### ② 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続き等を経て、当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

#### (ア) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の大規模買付意向表明書（当社所定の書式）を事前に当社に対して提出していただきます。

#### (イ) 大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載した情報リストを10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社にご提出いただきます。

#### (ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、その旨を大規模買付者に通知し開示するとともに、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

#### (エ) 独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動勧告決議を行うこととします。

(オ) 株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主意思確認総会を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、(3) ② (オ) に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

③ 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまし

て、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

#### (4) 取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- ① 本対応方針は、平成29年6月29日開催の第73回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様の事前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、当該株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当該株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。
- ② 本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。
- ③ 当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことがで

きないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

- ④ 本対応方針は、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、合理性の要件（株主や投資家など関係者の理解を得るための要件）をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

## (5) その他

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」の本文をご覧ください。

(参考URL <https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/>)

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第75期 平成31年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>123,817</b>
現金及び預金	87,458
売掛金	17,959
商品及び製品	10,968
原材料及び貯蔵品	141
その他	7,306
貸倒引当金	△ 16
<b>固定資産</b>	<b>360,837</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>292,393</b>
建物及び構築物	197,879
機械装置及び運搬具	10,488
土地	11,371
リース資産	565
建設仮勘定	58,988
その他	13,099
<b>無形固定資産</b>	<b>39,637</b>
ソフトウェア	2,403
施設利用権	57
ソフトウェア仮勘定	125
借地権	37,050
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,806</b>
投資有価証券	16,835
長期貸付金	2
繰延税金資産	6,981
退職給付に係る資産	1,385
その他	3,601
<b>資産合計</b>	<b>484,654</b>

科目	第75期 平成31年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>52,880</b>
買掛金	9,774
短期借入金	12,724
未払費用	13,547
未払法人税等	4,482
賞与引当金	1,725
役員賞与引当金	269
その他	10,355
<b>固定負債</b>	<b>230,384</b>
社債	11,127
新株予約権付社債	30,045
長期借入金	161,345
リース債務	409
繰延税金負債	14,204
役員退職慰労引当金	57
退職給付に係る負債	4,059
その他	9,135
<b>負債合計</b>	<b>283,264</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>157,592</b>
資本金	17,489
資本剰余金	21,337
利益剰余金	122,012
自己株式	△ 3,246
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,807</b>
その他有価証券評価差額金	5,506
繰延ヘッジ損益	197
為替換算調整勘定	47
退職給付に係る調整累計額	55
<b>非支配株主持分</b>	<b>37,990</b>
<b>純資産合計</b>	<b>201,390</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>484,654</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第75期
	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
<b>営業収益</b>	<b>273,618</b>
家賃収入	17,454
施設利用料収入	43,505
その他の収入	21,314
商品売上	171,249
飲食売上	20,095
<b>売上原価</b>	<b>132,129</b>
商品売上原価	121,195
飲食売上原価	10,934
<b>営業総利益</b>	<b>141,489</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>119,007</b>
人件費	23,948
物件費	70,424
減価償却費	24,634
<b>営業利益</b>	<b>22,481</b>
<b>営業外収益</b>	<b>1,775</b>
受取利息	26
受取配当金	330
持分法による投資利益	297
雑収入	1,119
<b>営業外費用</b>	<b>3,877</b>
支払利息	3,102
固定資産除却損	82
支払手数料	584
雑損失	107
<b>経常利益</b>	<b>20,379</b>
<b>特別利益</b>	<b>25,960</b>
資産負債相殺益	5,626
負ののれん発生益	20,126
その他	207
<b>特別損失</b>	<b>3,311</b>
固定資産除却損	315
減損損失	117
段階取得に係る差損	2,725
その他	152
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>43,027</b>
法人税、住民税及び事業税	7,742
法人税等調整額	△ 381
<b>当期純利益</b>	<b>35,666</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	2,662
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>33,004</b>

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第75期 平成31年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>42,826</b>
現金及び預金	11,788
売掛金	16,656
商品	6,276
前払費用	435
未収入金	6,406
その他	1,277
貸倒引当金	△ 14
<b>固定資産</b>	<b>203,626</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>147,568</b>
建物	79,381
構築物	1,045
機械装置	4,358
車両運搬具	0
器具備品	7,955
土地	11,280
リース資産	64
建設仮勘定	43,481
<b>無形固定資産</b>	<b>1,740</b>
ソフトウェア	1,582
施設利用権	34
ソフトウェア仮勘定	123
<b>投資その他の資産</b>	<b>54,317</b>
投資有価証券	20,832
関係会社株式	19,752
長期貸付金	6,661
長期前払費用	206
繰延税金資産	4,914
差入敷金保証金	1,375
前払年金費用	113
その他の投資等	460
<b>資産合計</b>	<b>246,452</b>

科目	第75期 平成31年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>52,035</b>
買掛金	6,952
短期借入金	3,510
リース債務	67
未払金	10,259
未払法人税等	1,058
未払費用	9,971
前受金	1,219
預り金	18,516
賞与引当金	396
役員賞与引当金	82
<b>固定負債</b>	<b>89,033</b>
新株予約権付社債	30,045
長期借入金	51,880
関係会社事業損失引当金	3,434
預り敷金保証金	3,259
資産除去債務	304
その他	109
<b>負債合計</b>	<b>141,068</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>100,059</b>
<b>資本金</b>	<b>17,489</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>21,309</b>
資本準備金	21,309
<b>利益剰余金</b>	<b>64,507</b>
利益準備金	1,716
その他利益剰余金	62,790
配当平準準備金	4,560
別途積立金	59,200
繰越利益剰余金	△ 969
<b>自己株式</b>	<b>△ 3,246</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,324</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>5,324</b>
<b>純資産合計</b>	<b>105,384</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>246,452</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第75期
	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
<b>営業収益</b>	<b>188,121</b>
家賃収入	15,084
施設利用料収入	19,462
その他の収入	26,147
商品売上	127,426
<b>売上原価</b>	<b>99,345</b>
商品売上原価	99,345
<b>営業総利益</b>	<b>88,776</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>81,895</b>
人件費	4,506
物件費	66,311
減価償却費	11,077
<b>営業利益</b>	<b>6,880</b>
<b>営業外収益</b>	<b>2,158</b>
受取利息	631
受取配当金	484
寮・社宅家賃	269
雑収入	772
<b>営業外費用</b>	<b>1,521</b>
支払利息	628
支払手数料	574
雑損失	318
<b>経常利益</b>	<b>7,517</b>
<b>特別利益</b>	<b>436</b>
関係会社事業損失引当金戻入額	436
<b>特別損失</b>	<b>257</b>
固定資産除却損	257
<b>税引前当期純利益</b>	<b>7,696</b>
法人税、住民税及び事業税	2,482
法人税等調整額	△ 246
<b>当期純利益</b>	<b>5,460</b>

### 独立監査人の監査報告書

令和元年5月9日

日本空港ビルデング株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣正人 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原徳郎 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤重義 <sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本空港ビルデング株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月9日

日本空港ビルデング株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣正人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野原徳郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤重義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本空港ビルデング株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月9日

日本空港ビルデング株式会社 監査役会

常勤監査役	小野哲治	Ⓔ
常勤監査役	古賀洋一	Ⓔ
社外監査役	竹島一彦	Ⓔ
社外監査役	岩井幸司	Ⓔ
社外監査役	柿崎環	Ⓔ

以上

MEMO

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

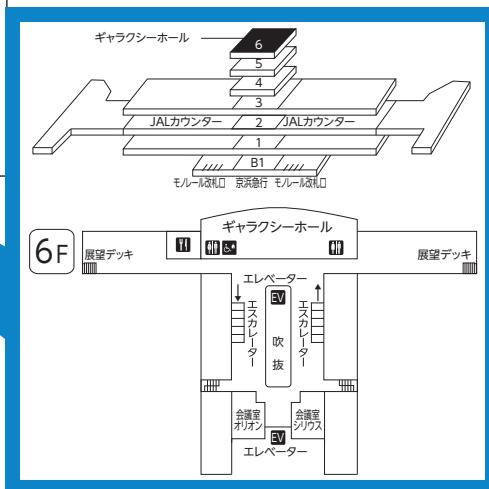
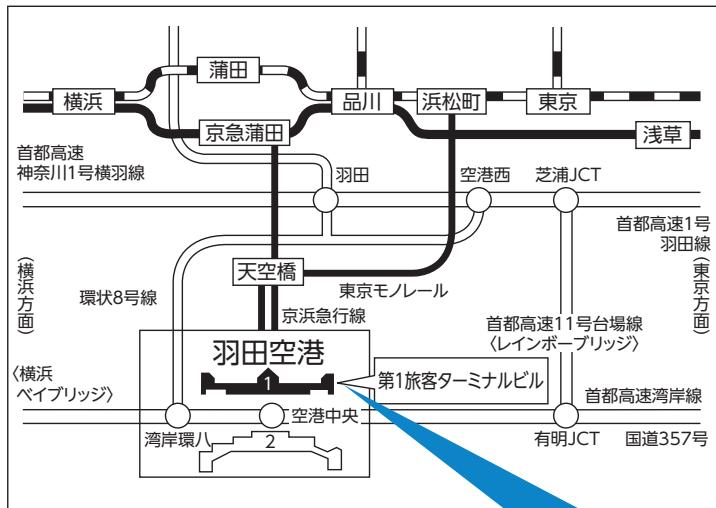
# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

第1旅客ターミナルビル 6階「ギャラクシーホール」  
東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 TEL (03) 5757-8181

## 交通

東京モノレール ①「羽田空港第1ビル」駅下車 徒歩3分  
京浜急行線 ②「羽田空港国内線ターミナル」駅下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。